

第 3 次男女共同参画基本計画に関する
施策の評価等について
(第 7 分野) (各府省作成資料)

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援(施策名) 1 セーフティネットの機能の強化ア 社会保険の適用拡大の検討

1 主な施策の取組状況 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）に規定された短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大の円滑な施行に向けて、必要な準備や周知に取り組んでいる。
2 取組結果に対する評価 短時間労働者への社会保険の適用拡大についての議論を含む「働き方に中立的」な社会保障制度については、社会保障審議会年金部会等において引き続き検討中。
3 今後の方向性、検討課題等 厚生年金・健康保険制度については、平成24年に成立した年金機能強化法に「短時間労働者への社会保険の適用拡大」が盛り込まれており、平成28年10月からの円滑な施行に向けて、引き続き必要な準備や周知に取り組む。 本年実施した財政検証において、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合等を仮定したオプション試算を行っており、それらの結果も材料として、制度見直しの検討を行っていく。
4 参考データ、関連政策評価等 【「日本再興戦略」改訂2014】（平成26年6月24日閣議決定） 社会保障制度については、①正社員等を夫に持つ女性の収入が130万円を超えた場合には、3号被保険者の資格を失い、社会保険料負担が発生し手取り収入が減少する逆転現象が生じるため、妻が働く時間を抑制する実態がある、②雇用主側としても労働時間が一定水準を超えると社会保険料負担が発生するため、就業時間を調整させる実態がある、③3号被保険者制度は自営業者等の妻や独身女性との関係で不公平である、との指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援****(施策名) 1 セーフティネットの機能の強化****イ 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立****1 主な施策の取組状況**

・国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施している。

ジョブ・カード制度において、

- ①ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施、
- ②実習と座学を組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練の受講機会の提供、
- ③ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングにより整理された職務経歴等のほか訓練修了後の職業能力評価をジョブ・カードにとりまとめ、就職活動等における活用、を促進している。

2 取組結果に対する評価

公共職業訓練受講者（離職者訓練）の就職率：目標値（施設内：80%、委託：65%）
最新値（施設内：82.2%、委託：72.0%）

求職者支援訓練受講者の就職率：目標値（基礎コース 60%、実践コース 70%）
最新値※：基礎コース 83.1%、実践コース 83.9%

※最新値の実績は、2013年度中に開講し、2014年3月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績である。

ジョブ・カード取得者：計画策定時（29.1万人（平成20年4月から平成22年7月まで））
最新値（111.7万人（平成20年4月から平成26年5月まで））

ジョブ・カード取得者数は平成32年度までに300万人を目標としており、達成に向けて一層、活用の場を広げることが必要である。平成25年度は19.7万人の目標値に対して21.7万人と目標を達成している。

3 今後の方向性、検討課題等

公共職業訓練、求職者支援訓練受講者の就職率について、順調に目標を達成しており、今後も引き続き求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定等、訓練効果の維持向上を図る。

ジョブ・カードについては、現在、学校卒業段階から生涯を通じて活用することができるよう、更なる活用の促進に向けた見直しの検討を行っているところである（ジョブ・カード制度の見直しに応じて、上記目標も見直す可能性あり）。

4 参考データ、関連政策評価等

求職者支援訓練受講者の男女比（平成23年10月～26年5月開講コース）

	男性	女性
	(割合)	(割合)
基礎コース	19,229 人	47,419 人
	28.9%	71.1%
実践コース	60,046 人	109,046 人
	35.5%	64.5%

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 1 セーフティネットの機能の強化

ウ ナショナルミニマムの基準・指標の研究

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、厚生労働科学研究費補助金「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」において、貧困を把握するための指標に関する研究を行った。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>研究報告書において、</p> <ul style="list-style-type: none">①格差が及ぼす社会への影響②格差と貧困の経済コスト③最低生活水準の算定手法の開発と試算④貧困統計データベースの構築 <p>が結果として示されたことから、一定程度の成果が認められると考える。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>上記のとおり、貧困を把握するための指標に関する研究を行い、一定程度の成果が認められたことから、今後、特段の予定はない。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

ア ひとり親家庭等に対する支援の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>③ 養育費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法改正と離婚届書の様式改正 <p>民法の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）により，離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として養育費の分担を明示し，これにより，協議離婚をするに際し，当事者間での養育費の分担の取決めを促すこととした。</p> <p>さらに，上記改正の趣旨を周知する方法として，離婚届書の様式改正を行い，届書にこれらの事項の取決めの有無をチェックする欄を加え，平成24年4月からその使用を開始した。</p>																																																
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>③ 養育費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚届出件数中，養育費の分担の取決めをしている旨のチェックをしたものの割合が上昇したことから，一定程度の成果があったものと考えられる。 																																																
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>③ 養育費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き，チェック欄の数値等を見守る。 																																																
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚届出件数中，養育費の分担の取決めをしている旨のチェックをしたものの割合（男女別の数値は把握していない。） <table border="1"> <tr> <td>平成24年</td> <td>4月</td> <td>～</td> <td>平成24年</td> <td>6月</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>7月</td> <td>～</td> <td>平成24年</td> <td>10月</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>10月</td> <td>～</td> <td>平成24年</td> <td>12月</td> <td>58%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>1月</td> <td>～</td> <td>平成25年</td> <td>3月</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>4月</td> <td>～</td> <td>平成25年</td> <td>6月</td> <td>59%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>7月</td> <td>～</td> <td>平成25年</td> <td>9月</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>10月</td> <td>～</td> <td>平成25年</td> <td>12月</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>1月</td> <td>～</td> <td>平成26年</td> <td>3月</td> <td>62%</td> </tr> </table>	平成24年	4月	～	平成24年	6月	49%	平成24年	7月	～	平成24年	10月	55%	平成24年	10月	～	平成24年	12月	58%	平成25年	1月	～	平成25年	3月	60%	平成25年	4月	～	平成25年	6月	59%	平成25年	7月	～	平成25年	9月	60%	平成25年	10月	～	平成25年	12月	61%	平成26年	1月	～	平成26年	3月	62%
平成24年	4月	～	平成24年	6月	49%																																											
平成24年	7月	～	平成24年	10月	55%																																											
平成24年	10月	～	平成24年	12月	58%																																											
平成25年	1月	～	平成25年	3月	60%																																											
平成25年	4月	～	平成25年	6月	59%																																											
平成25年	7月	～	平成25年	9月	60%																																											
平成25年	10月	～	平成25年	12月	61%																																											
平成26年	1月	～	平成26年	3月	62%																																											

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援****(施策名) 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題****ア ひとり親家庭等に対する支援の推進****1 主な施策の取組状況**

- ・母子家庭の母等について、母子及び寡婦福祉法等に基づき保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策を行っている。
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金等の就業支援策を行っている。
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）等に基づき、就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行っている。
- ・養育費相談センターの設置等、養育費の確保対策を行っている。
- ・児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行っている。
- ・平成25年度においては、母子家庭自立支援給付金の対象を父子家庭の父にも拡大した。
- ・ひとり親家庭の自立支援の拡充を図るため、児童扶養手当法の一部を改正する法律により児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（平成22年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。
- ・児童扶養手当と公的年金給付等との併給調整の見直しなどを内容とする法案を第186回国会に提出した。同法案は、26年4月16日に可決・成立した。

2 取組結果に対する評価

就業相談から就業支援支援講習会、就業情報の提供等まで一貫した就業支援サービスを行っており、母子家庭等就業・自立支援センター事業による相談件数はH24年度において106,055件の実績となっている。

また、自立支援教育訓練給付金等事業及び高等職業訓練訓練促進給付金等事業については、わずかに目標を下回ったもののおおむね達成することができた。（自立支援教育訓練給付金等事業：H21年度90%→H24年度91.2%、高等職業訓練訓練促進給付金等事業：H21年度81.8%→H24年度91.2%実施）

養育費を受け取っている母子世帯の比率：19.7%

〃 父子世帯の比率：4.1%

【平成23年度全国母子世帯等調査結果】

3 今後の方向性、検討課題等

今後も、継続してひとり親家庭の就業支援を推進していく。

また、母子家庭及び父子家庭の親等が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、そして、子どもの貧困対策のためにも、引き続きひとり親家庭に対する支援を推進していく。

ひとり親家庭への経済的支援として、各種加算・扶助を加えた有子世帯の生活保護基準については、今後生活保護基準部会において議論を進めることとしている。なお、現時点において見直しの時期や、方向性については決まっていない。

4 参考データ、関連政策評価等

i. 高等職業訓練促進給付金支給件数

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
2,099 件	5,230 件	7,969 件	10,287 件	9,582 件

ii. 高等職業訓練促進給付金における資格取得者及び就職件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
資格取得者数	1,544 件	1,590 件	2,114 件	3,016 件	3,821 件
就職件数	1,291 件	1,332 件	1,714 件	2,442 件	3,079 件

※雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（男女別の数値は把握していない。）

養育費相談支援センターで受けつけた養育費等に関する相談延べ件数

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
件数	8,519 件	6,729 件	8,199 件

府省名： 国土交通省

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題
 ア ひとり親家庭等に対する支援の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>・母子家庭、父子家庭を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いについて、事業主体あて通知（技術的助言）を発出し、会議等で周知を図った。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>・事業主体あて通知（技術的助言）を発出することにより、事業主体の判断に基づく母子家庭、父子家庭などの居住の安定確保が可能となった。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>■公営住宅における母子・父子世帯の優先入居の実績（平成24年度末現在）</p> <p>・優先入居　：　28,662戸</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組

1 主な施策の取組状況

・文部科学省では、家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下のような取組により教育費の負担軽減を進めている。

ア 幼稚園の入園料や保育料に係る経済的負担を軽減する「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を補助している。

イ 経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者への就学援助を実施する市町村に対して、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者の就学援助にかかる経費を補助している。なお、要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者の就学援助にかかる所要の経費については、地方財政措置が行われている。

ウ 高等学校等については、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するために、平成22年度から、公立高校の授業料無償制及び私立高等学校等に係る就学支援金制度を開始した。また、低所得者支援の充実と公私間格差是正といった課題の改善を図るため、平成25年に制度改正を行い、平成26年度の入学生から所得制限を導入し、所得制限で捻出された財源によって、私立高校の低所得世帯に対する就学支援金の加算の拡充を行うとともに、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒を対象に返済不要の「高校生等奨学給付金」を新たに創設した。

エ 高等教育段階における取組として、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免等への支援を行うとともに、学生等に対し、自らが次の社会の担い手であることの気づきを促す各大学等の取組を奨励している。また、大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用等を通じた支援を行っている。

オ 平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとしている。

2 取組結果に対する評価

・高等学校等段階について、上記事業は、高等学校等における家庭の教育費負担の軽減を図り、真に公助が必要な方への支援を可能にするものであり、教育の機会均等の確保に重要な役割を果たしている。

また高等教育段階についても、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き、授業料減免や大学等奨学金事業等による修学支援を推進する必要がある。

3 今後の方向性、検討課題等

・保護者負担の軽減については、幼児教育の無償化に向けた取組を5歳児から段階的に進めるとした幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議取りまとめを踏まえ、対象範囲や内容等について検討していく。

義務教育段階に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

高等学校等段階に関して、平成26年度から導入された新高等学校等就学支援金制度については、制度の円滑な実施を図るため、都道府県・学校・生徒などの関係者に対して周知の徹底を図ることとしている。また、「高校生等奨学給付金」については、更なる低所得世帯への支援の充実を図る。高等教育段階に関して、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や大学等奨学金事業等の充実・拡充などにより、修学支援を推進する。

4 参考データ、関連政策評価等

○子どもの貧困率

（平成22年） 15.7%

（平成25年） 16.3%

（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

○高等学校等進学率

男：97.7%（H21）→98.1%（H26）

女：98.2%（H21）→98.7%（H26）

（出典）文部科学省「学校基本調査」

○生活保護受給世帯の高校進学率

87.5%（H22）→89.9%（H25）

（出典）厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）

○高等学校等の全在籍生徒のうち、私立高校への在籍割合

男：30.2%（H21）→31.6%（H26）

女：29.4%（H21）→30.7%（H26）

（出典）文部科学省「学校基本調査」

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>③多様な教育機会の確保</p> <p>(ア) 子供の貧困問題への対応については、「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月))に盛り込まれた、経済的困難を抱える家庭への支援、ひとり親家庭への支援、世代を超えた貧困の連鎖の防止及び状況把握等に係る施策の実施状況について、子ども・若者育成支援施策の実施状況に関する年次報告においてフォローアップを行うとともに、「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」において点検を行った。</p> <p>(イ) 平成25年6月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)が成立し、平成26年1月に施行された。さらに、同年8月には、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>③多様な教育機会の確保</p> <p>上記(ア)の推進を図ってきたところであるが、依然として我が国の子供の貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にある。こうした事情等を背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されるに至り、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>③多様な教育機会の確保</p> <p>上記(イ)のとおり、平成26年8月に策定した同大綱は、「貧困の世代間連鎖の解消」や「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すこと」を目的・理念に掲げ、今後5年程度を見据えた当面の重点施策を取りまとめたものである。</p> <p>特に、学校と地域の連携による学習支援、教育費負担の軽減、学校と福祉の連携、保護者の学び直しの支援などの施策を推進しつつ、中長期的な視野も持って継続的に取り組み、施策の実施状況等を検証・評価しながら、子供の貧困対策を推進していくこととしている。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>③多様な教育機会の確保</p> <p>○子供の貧困率 平成21年：15.7%→平成24年：16.3% (厚生労働省「国民生活基礎調査」)</p> <p>○小学生・中学生に対する就学援助率 平成22年度：15.28%→平成24年度：15.64% (文部科学省「要保護及び準用保護児童生徒数について」)</p> <p>○大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子供の貧困に関する25の指標を設定している。(別紙参照)</p>

子供の貧困に関する25の指標 一覧

No.	指標	数値	備考1	備考2
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8%	全日制 67.6% 定時制 11.5% 通信制 5.1% 中等教育学校後期課程 0.1% 特別支援学校高等部 4.9% 高等専門学校 0.7% 専修学校の高等課程 0.9%	平成25年4月1日現在
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3%		平成25年度現在
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9%	大学等 19.2% 専修学校等 13.7%	平成25年4月1日現在
4	生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)	2.5%		平成25年4月1日現在
5	生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校卒業後)	46.1%		平成25年4月1日現在
6	児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.6%	高等学校等 94.8% 専修学校等 1.8%	平成25年5月1日現在
7	児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)	2.1%		平成25年5月1日現在
8	児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	22.6%	大学等 12.3% 専修学校等 10.3%	平成25年5月1日現在
9	児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)	69.8%		平成25年5月1日現在
10	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	72.3%		平成23年度全国母子世帯等調査
11	ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1%	平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
12	ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後)	0.8%		平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
13	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8%	平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
14	ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後)	33.0%		平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
15	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人		平成25年度現在
16	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6%		平成24年度現在 ※その他教育委員会等に1,534箇所配置
17	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4%		平成24年度現在 ※その他教育委員会等に1,534箇所配置
18	就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9%		平成25年度現在
19	就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0%		平成25年度現在
20	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0%		平成25年度実績
21	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%		平成25年度実績
22	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	80.6%	正規の職員・従業員 39.4% パート・アルバイト等 47.4%	平成23年度全国母子世帯等調査
23	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	91.3%	正規の職員・従業員 67.2% パート・アルバイト等 8.0%	平成23年度全国母子世帯等調査
24	子供の貧困率	16.3%		平成25年国民生活基礎調査
25	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%		平成25年国民生活基礎調査

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組

ア 若年期の自立支援の充実

1 主な施策の取組状況									
<p>③困難な状況に置かれた若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中途退学者について、内閣府では、平成 22 年度に「若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）」を実施し、退学後の状況等に関する実態の把握に努めた。 ・内閣府では、社会生活を営む上での困難を有する子供・若者を関係機関等が連携して総合的に支援するための「子ども・若者支援地域協議会」の設置を進めるため、平成 22 年度から 25 年度まで「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」を実施、平成 26 年度からは「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施している。また、訪問支援（アウトリーチ）に関する研修を始めとする各種研修を実施している。 									
2 取組結果に対する評価									
<p>③困難な状況に置かれた若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府における上記調査の結果、回答者の 43.4%がフリーターやパートとして働いており、必要な支援として、「進路や生活などについて何でも相談できる人」(66.6%)や「生活や就学のための経済的補助」(63.1%)をを求める者が多いなどの実態を把握することができた。なお、回答者の 52.2%が女性であり、母子世帯割合 (21.1%) は国勢調査に基づく母子世帯割合の約 3.6 倍であった。 ・内閣府において「子ども・若者支援地域協議会」の設置促進を進めた結果、現在、全国 68 地域で同協議会が設置され、総合的な支援の実施を図っているが、同協議会の設置をさらに進める必要がある。また、各種研修参加者の平均満足度は 4.2 (5 段階評価) と概ね高い評価を得ている。 									
3 今後の方向性、検討課題等									
<p>③困難な状況に置かれた若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記調査の結果を踏まえ、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を引き続き推進する。 ・子ども・若者への総合的な支援を一層強化するため、地域の実情に応じた「子ども・若者支援地域協議会」の設置促進を目的に「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」の実施を進める。また、訪問支援（アウトリーチ）研修参加者のフォローアップを行うなどし、より効果的な研修の実施を図る。 									
4 参考データ、関連政策評価等									
○「子ども・若者支援地域協議会」設置数									
		23 年 4 月	24 年 4 月	25 年 4 月	26 年 4 月	26 年 8 月			
		20	35	52	61	68			
○研修参加人数									
		22 年度		23 年度		24 年度		25 年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
アウトリーチ (訪問支援) 研修	男性	19	67.9%	10	58.8%	10	50.0%	16	53.3%
	女性	9	32.1%	7	41.2%	10	50.0%	14	46.7%
公的機関 職員研修	男性	75	43.9%	45	30.2%	40	36.0%	50	46.7%
	女性	96	56.1%	104	69.8%	71	64.0%	57	53.3%
民間団体 職員研修	男性	43	43.9%	39	39.8%	42	41.6%	52	50.5%
	女性	55	56.1%	59	60.2%	59	58.4%	51	49.5%

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組
ア 若年期の自立支援の充実

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>③ 困難な状況に置かれた若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・「子ども・若者支援協議会」に少年鑑別所の職員が出席し、関係機関と連携の強化を図っている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>③ 困難な状況に置かれた若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・「子ども・若者支援協議会」に少年鑑別所の職員が出席しており、地域における関係機関との連携強化を図る場として効果的である。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>③ 困難な状況に置かれた若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・第186回通常国会において、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）が成立し、「非行及び犯罪の防止に関する援助」が、少年鑑別所の本来業務として位置付けられた。今後も積極的に本協議会に出席するなどし、関係機関との連携強化を図り、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与していくこととしている。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>特になし</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組

ア 若年期の自立支援の充実

1 主な施策の取組状況

・文部科学省では、子供たちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら自立して生きていくことができるよう、キャリア教育を推進している。また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

さらに、女性が長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援するため、ライフステージに応じた学習プログラムの開発及びワークショップの開催等の取組を行うとともに、その成果について、ホームページにおいて情報提供を行っている。

・独立行政法人国立女性教育会館では、女子大学生を対象としたキャリア支援セミナーのプログラム開発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関し、地方自治体や男女共同参画センター等が活用できるハンドブックを作成し、ホームページに掲載した。

2 取組結果に対する評価

・「公立中学校における職場体験の実施状況」は第3次男女共同参画基本計画の成果目標（平成27年：96%）となっており、以下の通り目標を達成している。

（平成21年度） 94.5% → （平成25年度） 98.6%

3 今後の方向性、検討課題等

・文部科学省では、平成25年度における中学校の職場体験実施率は98.6%となっており、引き続き職場体験活動を通じたキャリア教育の推進を行っていく。

また、平成27年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を要求している。

さらに、引き続き、ホームページにおいて女性のライフプランニング支援に関する情報提供を行う。

・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、女子大生を対象としたキャリア支援セミナーのプログラム開発を行いその成果を普及させるとともに、ホームページを通じて、ハンドブックなど男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する情報提供を行う。

4 参考データ、関連政策評価等

○公立中学校における職場体験の実施状況

（平成21年度） 94.5%

（平成22年度） 97.1%

（平成23年度） 96.9%

（平成24年度） 98.0%

（平成25年度） 98.6%

（出典）国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果」

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援****(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組****ア 若年期の自立支援の充実**

1 主な施策の取組状況 <p>・地域の若者支援機関から成るネットワークの拠点となる「地域若者サポートステーション」(以下、「サポステ」という。)を160か所設置している。</p> <p>・サポステにおいてキャリア・コンサルタント等による専門的な相談等を行うとともに、学校との連携を構築し、中退者支援を推進することで切れ目のない支援の実施を図り、加えて、合宿を含む生活面等のサポートと職場実習を行う「若者無業者等集中訓練プログラム」を実施し、ニート等の若者の就業を強力に推進している。</p> <p>・ハローワークにおいて、フリーター等を中心に、一人ひとりの課題に応じて、職業相談・職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援を行っている。</p>
2 取組結果に対する評価 <p>地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数 5.2万人(平成23年4月から平成26年6月まで)</p> <p>ハローワークの職業紹介により正規雇用に関わったフリーター等の数 30.1万人(平成25年度実績)</p>
3 今後の方向性、検討課題等 <p>サポステについて、ニート支援の拠点としてハローワークとの連携や職場体験の充実を図るとともに、サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を全国展開する等、より効率的・効果的に事業を実施できるよう抜本的な強化を図る。</p> <p>また、フリーター等に対しては、ハローワークやフリーター支援を専門とする拠点として設置したわかものハローワークにおいて担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介などフリーター等の正規雇用化に向けた支援を実施する。</p>
4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組

イ 暴力被害当事者等のエンパワメントに向けた支援の充実

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>1 ポツ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」において、被害者保護や支援等に関する情報を提供している。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>1 ポツ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 相談窓口、被害者支援内容等を内閣府のホームページを通じて国民一般に広く広報を行うことにより、様々な支援が提供されることの周知を図ることができていると考える。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>1 ポツ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「配偶者からの暴力被害者支援情報」については、情報の更新、内容の見直しを適宜行い、より充実した情報の提供に努めていく。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援****(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組****ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目ない支援やサービスの提供を図る****1 主な施策の取組状況**

- 少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行の取り扱いの豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。面接のほか、気軽に相談できるよう、「ヤングテレホンコーナー」等の名称でフリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。
- 警察庁では、各都道府県警察に対し、配偶者による暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者等の保護に当たっては、確実に配偶者暴力相談支援センターその他関係機関・団体と連携し、一時避難等、安全確保のための措置が執れるよう、平素より緊密な協力関係を確立する旨の指示を行った。
- 各都道府県警察本部では、相談担当者を対象とした研修会等を開催し、多岐にわたる様々な相談に対応する知識・技能を習得させるとともに、警察以外の関係機関、団体と連携してより効果的な支援を行うよう指導している。
- 各都道府県警察本部では、警察以外の関係機関、団体と相談業務関係ネットワーク等を構築し、緊密な連携による適切な相談対応を行っている。

2 取組結果に対する評価

- 少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に対して、フリーダイヤルでの電話相談や電子メールによる相談の受付等、相談を行いやすい環境の整備を図っている。
- 配偶者による暴力事案における配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、民間シェルター等関係機関への連絡の件数は、平成22年に4,880件だったものが、平成25年には6,017件に増加している。
相談担当者研修会等により、相談担当者が幅広い内容の相談に適切に対応することができるようスキルアップが図られている。
- 警察が実施可能な各種措置に加え、関係機関、団体等の協力により、これら関係機関等による行政措置や、保護、カウンセリング等の継続的な支援活動等を実施することで、より適切な支援を実現している。

3 今後の方向性、検討課題等

- 引き続き、少年相談体制の充実を図っていく。
- 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者等の保護については、引き続き、関係機関との連携を図っていく。
- 生活上の困難に直面している男女に対する適切な対応を徹底するよう、全国の都道府県警察に対し継続的に指導を行っていく。
- 引き続き、相談担当者研修会の実施による相談担当者のスキルアップや相談業務関係ネットワーク等による関係機関、団体との連携強化を強めて行く。

4 参考データ、関連政策評価等

○ 少年相談の受理件数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
74,850 件	67,391 件	66,113 件	65,125 件

○ 配偶者からの暴力事案における関係機関への連絡件数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
4,880 件	5,714 件	5,949 件	6,017 件

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援****(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組****ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。**

1 主な施策の取組状況				
<p>・法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「子どもの人権 110 番」(全国共通フリーダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(SOS-eメール)を行っている。子どもの人権 110 番等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設している。また、「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもが相談しやすい環境を整備している。</p> <p>人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害者の救済及び予防を図っている。</p>				
2 取組結果に対する評価				
<p>・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。</p> <p>なお、平成 25 年においては、25 万 6,447 件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案 2 万 2,172 件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵犯事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵犯性があるとして説示や要請を行った事件数は前年度に比べ、約 2 倍程度増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。</p>				
3 今後の方向性、検討課題等				
<p>・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。</p>				
4 参考データ、関連政策評価等				
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人権相談件数 (全体)	280,977	266,665	266,489	256,447
「子どもの人権 110 番」における相談件数	27,710	25,914	28,384	28,847
「女性の人権ホットライン」における相談件数	23,289	22,008	21,720	21,119
児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数	22,593	22,329	20,144	18,272
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数	650	513	606	671
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵犯事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

(出典) 法務省「人権侵犯事件統計」、法務省人権擁護局調べ

○関連政策評価

平成 25 年度法務省事後評価実施結果報告書

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組

ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>・文部科学省では、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>・切れ目のない支援やサービスの提供に資するものであったと考えられる。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>・平成 27 年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を要求している。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援****(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組****ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。**

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等において、ひきこもりの相談等を行っている。 ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図っている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりへの支援も含めた思春期に関する相談対応として、精神保健福祉センター及び保健所において相談対応を実施している。 ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）については、平成23年度より、安定的な運営を図るため、措置費の支給方法をこれまでの現員払いから定員払いに改正するなど、必要な見直しを行った。また、児童養護施設等の入所児童が退所後、社会で自立できるよう進学や就職の自立支援策の充実を図っており、大学等の進学や就職する際の家財道具等の準備費用（H26年度支給額：276,190円）や、進学や就職に役立つ資格取得等のための経費（H26年度支給額：56,570円）についても支援を行っている。さらに、自立援助ホーム数はH22年度の73か所からH25年度には113か所に増加するなど、質・量ともに一定程度、計画の要請を満たしていると考えられる。 ・全都道府県・政令都市（67自治体）でのひきこもり地域支援センターの設置を目標としていたところ平成26年度末には、56か所（52自治体）で設置となる見込みであり、概ね達成されたが、引き続き整備を促進していくところである。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター、保健所において、引き続き学童期や思春期に多くみられる心の問題に関する相談の対応を行う。 ・今後もこのような取り組みにより、児童の自立支援に取り組んでいく。 ・ひきこもり地域支援センターの更なる設置促進をはかる。また、平成25年度より開始した「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」の実施を推進する。 ・今後も、保健所、市町村保健センター等においてひきこもりの相談・支援を行っていく。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>思春期に関する相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神保健福祉センター 16,538件（平成24年度衛生行政報告例） ○保健所 8,726件（平成24年度地域保健・健康増進事業報告）

府省名： 国土交通省

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

(施策名) 4 男女の自立に向けた力を高める取組
 ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>・母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援を実施。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>・子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施することにより、子育て世帯等の居住の安定確保が図られた。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>・民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援を引き続き実施することにより、子育て世帯等の居住の安定確保に資する取組みに対して引き続き支援をしていく。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>